

本庄市子ども・子育て会議運営規則（案）

平成25年9月27日  
子ども・子育て会議決定

（会議の招集）

- 第1条 子ども・子育て会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。
  - 3 委員長は、会議の議長として議事を整理する。

（代理人の出席等）

- 第2条 委員長は、子ども・子育て会議の委員が会議に出席できない場合であつて、当該委員からあらかじめ申し出があつたときは、代理人の出席を認めることができる。
- 2 前項の規定により出席を認められた代理人は、会議に出席し、発言することができる。

（会議の傍聴）

- 第3条 会議の傍聴を希望する者は先着順で受け付けるものとし、所定の傍聴簿に自己の氏名及び住所を記入のうえ、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。
- 2 次の事項に該当する者は、傍聴席に立ち入ることができない。
    - 一 酒気を帯びていると認められている者
    - 二 議事を妨害することを疑うに足る事情が認められる者
  - 3 傍聴人は次の行為を行ってはならない。
    - 一 騒ぎ立てるなど議事の進行を妨げること
    - 二 撮影及び録音をすること
  - 4 委員長は、会議の秩序維持のため、前項に掲げる行為を行った傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

（会議の公開等）

- 第4条 会議は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ

中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事要録)

第5条 議事要録に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事要録は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事要録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(協力の依頼)

第6条 子ども・子育て支援法第75条第1項又は第2項に基づく関係行政機関の長その他の者に対する必要な協力等の依頼は、委員長が行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。